

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)		
②名称	Ministry of Industry, Science, Technology and Innovation (DIP/MISTI) Department of Industrial Property (DIP) Ministry of Commerce Department of Intellectual Property		
③所在地	(DIP): 45 Preah Norodom Boulevard Khan, Daun Penh, Phnom Penh (DIPR): Lot 19-61, MOC Road (113B Road), Phum Teuk Thla, Sangkat Teuk Thla Khan Sen Sok, Phnom Penh		
④連絡先	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (Department of Industrial Property): (電話) (855) 12 982 382 (FAX) (855 23) 428 263 (e-mail) adm_dip@yahoo.com rein_bbu@yahoo.com (internet) http://www.misti.gov.kh </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (Department of Intellectual Property): (電話) (855) 12 26 15 36 (FAX) (e-mail) cambodiaip.dip@gmail.com (internet) www.cambodiaip.gov.kh </td> </tr> </table>	(Department of Industrial Property): (電話) (855) 12 982 382 (FAX) (855 23) 428 263 (e-mail) adm_dip@yahoo.com rein_bbu@yahoo.com (internet) http://www.misti.gov.kh	(Department of Intellectual Property): (電話) (855) 12 26 15 36 (FAX) (e-mail) cambodiaip.dip@gmail.com (internet) www.cambodiaip.gov.kh
(Department of Industrial Property): (電話) (855) 12 982 382 (FAX) (855 23) 428 263 (e-mail) adm_dip@yahoo.com rein_bbu@yahoo.com (internet) http://www.misti.gov.kh	(Department of Intellectual Property): (電話) (855) 12 26 15 36 (FAX) (e-mail) cambodiaip.dip@gmail.com (internet) www.cambodiaip.gov.kh		
⑤組織の長 ⑥沿革	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (Department of Industrial Property): Deputy Director General : Mr. Ngeth Vibol </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (Department of Intellectual Property): Deputy Director : Mr. Vichea SUON </td> </tr> </table> <p>(1) 1990年初頭、カンボジアが自由市場経済を採用した際には、知的財産に関する法律は未だなかったが、商務省は商標出願の受理を始めていた。その後、産業・鉱物・エネルギー省は、国内で製造された製品に標章登録の権利を付与した。このため、商標の二重登録が発生した。</p> <p>(2) この商標二重登録制は、商標の運営、登録コスト及び2つの省の非協力体制のために多くの問題を引起した。この問題を解決するために、2000年2月14日に2つの省が共同覚書により産業・鉱物・エネルギー省に対して、以前に産業・鉱物・エネルギー省の支配下にあった国内標章の管理、登録及び保護の義務を商務省の管理下に移転する旨を命じた。</p> <p>(3) 2002年2月7日公布された標章、商号及び不正競争法に関する法律は、商標及び商号問題に関して商務省の責務である旨を確認している。商務省は、知的財産に関する全ての問題を独占するわけではなく、特許、実用新案証及び意匠に関する法律は、知的財産に関する義務を産業・鉱物・エネルギー省 (MIME) に課している。</p> <p>(4) 2003年3月23日に公布された著作権及び関連する権利に関する法律は、これらの権利を保護するために文化芸術省に責任を与えている。</p>	(Department of Industrial Property): Deputy Director General : Mr. Ngeth Vibol	(Department of Intellectual Property): Deputy Director : Mr. Vichea SUON
(Department of Industrial Property): Deputy Director General : Mr. Ngeth Vibol	(Department of Intellectual Property): Deputy Director : Mr. Vichea SUON		
⑦所管	(DIP): 特許、実用新案証書、意匠、集積回路の回路配置の保護、植物新品種保護 (IPD): 商標、商号、不正競争行為、地理的表示、営業秘密		

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド (原産地表示)	
	1995/7/25					
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1998/9/22				
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)	
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン	
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト		
					2018/6/9	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
		2015/6/5	2016/12/8			
	ストラスブール	ウィーン	WTO			
		2004/10/13				
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数		162	136	162
		(内 外国出願)		162	135	162
		(内 日本から)		15	14	15
		(内 PCT ルート)		71	31	71
	実用新案	全数		6	6	6
		(内 外国出願)		6	6	6
	意匠	全数	74	153	188	154
		(内 外国出願)	74	153	175	154
		(内 日本から)	8	31	9	31
	商標	全数	7,921	7,119	6,558	2,376
		(内 外国出願)	4,824	4,710	4,557	2,376
		(内 日本から)	185	166	94	166
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数		150		150
		(内 外国出願)		150		150
		(内 日本から)		11		11
		(内 PCT ルート)		5		5
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	63	139	172	139
		(内 外国出願)	63	136	168	136
		(内 日本から)	5	24	24	24
	商標	全数	2,855	2,715	2,829	2,715
		(内 外国出願)	2,854	2,715	2,829	2,715
		(内 日本から)	233	229	151	230
	(出典) : WIPO IP Statistics					

①国名

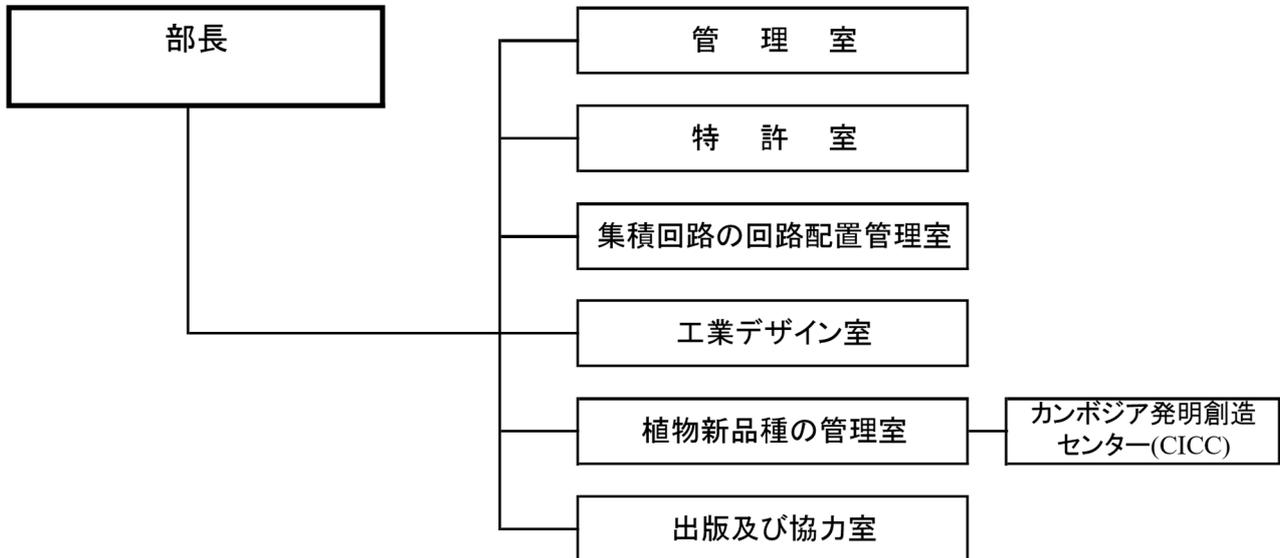
Kingdom of Cambodia (KH)
(カンボジア王国)

⑫ 組 織

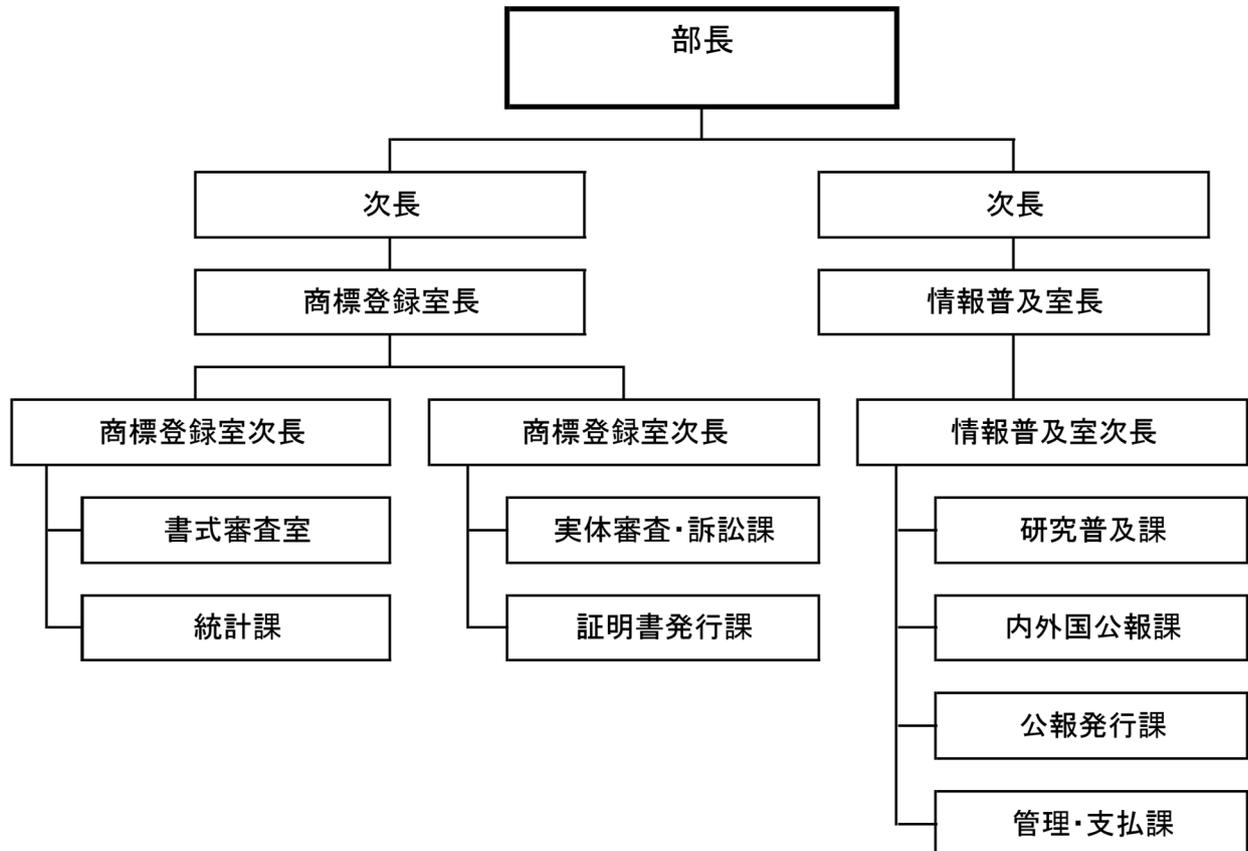
<組織図>IPD(商標関係) はMinistry of Commerce (MOC、商務省) の下部組織である。

DIP(特許、実用、意匠関係) はThe Ministry of Industry Mines and Energy (MIME、工業、鉱業及びエネルギー省) 下部組織である。

<DIP/MIME 産業・鉱業・エネルギー省 知的財産局>



<IPD/MOC 商務省知的財産局>



<LCO/MCFA 文化芸術省・著作権部>

(注) 情報を入手できませんでした。

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年11月24日改正
	③地理的効力の範囲	カンボジア国内のみ。(特許法第41条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び継承人(自然人、法人)。(特許法第10条、第13条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カンボジアに非居住、又は主たる営業所を有しない出願人は、カンボジア国内に居住する公認の代理人を選任しなければならない。(特許法第116条)
	⑦出願言語	クメール(Khmer)語、英語。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第45条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。(特許法第6条)
	⑩グレース・リフト	無。
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論および数学的方法 (2) 事業活動、純粋に精神的な活動又はゲーム遊びに関する計画、規則及び方法 (3) 人体又は動物の体を手術又はセラピー及び臨床的な方法による人体や動物の体に施す治療方法 (4) 多様な医薬品 (5) 微生物以外の動植物、及び動植物の基本的生物学的生産工程 (6) 植物品種(特許法第4条、第9条、第136条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第35条、第36条、第38条、規則24、規則25)
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第35条、第36条、規則24、規則25)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は審査後、公告(公開)される。 (特許法第35条、第36条)
	⑯異議申立制度の有無	無。(特許法第35条、第36条、第38条、第65条、規則24、規則25)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第65条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は登録日から3年の何れか遅い方の日までの期間。この期間の不実施は、取消の対象となる。(特許法第56条)
	⑲費用単位 KHR(カンボジアリエル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 優先権主張料 審査請求料 登録料 [特許権の維持に掛かる費用] 年金 1-2年次 3-4年次 5-6年次 7-8年次 9-10年次 11-13年次
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2017年11月24日改正
	③地理的効力の範囲	カンボジア国内のみ。(特許法第41条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び継承人(自然人、法人)。 (特許法第70条、第10条、第13条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第116条)
	⑦出願言語	クメール(Khmer)語、英語。
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。 (特許法第73条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。(特許法第70条、第6条)
	⑩グレース・ピリオド	無。(特許法第70条、第16条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論および数学的方法 (2) 事業活動、純粋に精神的な活動又はゲーム遊びに関する計画、規則及び方法 (3) 人体又は動物の体を手術又はセラピー及び臨床的な方法による人体や動物の体に施す治療方法 (4) 多様な医薬品 (5) 微生物以外の動植物、及び動植物の基本的生物学的生産工程 (6) 植物品種(特許法第70条、第4条、第9条、第136条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第70条、第72条、第69条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (特許法第70条、第35条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第74条、第65条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は登録日から3年の何れか遅い方の日までの期間。この期間の不実施は、取消の対象となる。 (特許法第70条、第56条)
	⑲費用単位 KHR(カンボジアリエル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 優先権主張料 審査請求料 登録料 [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置の有無	無。
㉑PCTにおける国内料金の減額措置の有無	無。	

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年11月24日改正
	③地理的効力の範囲	カンボジア国内のみ。(特許法第41条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び継承人(自然人、法人)。 (特許法第94条、第10条、第13条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第116条)
	⑦出願言語	クメール(Khmer)語、英語。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年間。5年ずつ2回更新できる。(最長15年) (特許法第109条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。(特許法第92条)
	⑩グレース・リオット	無。
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1)物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠 (2)公序良俗に反する意匠 (特許法第90条、第93条)
	⑫実体審査の有無	無。(特許法第102条、第103条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第102条、第103条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (特許法第97条)
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(特許法第131条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は審査後、公告(公開)される。 (特許法第97条、第35条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から12月を超えない期間に限り公開の繰延を請求することができる。この請求は出願時に行なわなければならない。 (特許法第98条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第110条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用単位 KHR(カンボジアリエル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 優先権主張料 審査請求料 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Cambodia (KH) (カンボジア王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2002年2月7日施行(2002年商標改正法)
	③地理的効力の範囲	カンボジア国内のみ。
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標。(商標法第2条(a)、(b))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標。 (商標法第2条(b))
	⑦出願人資格	自然人及び、継承人(自然人、法人)。 (商標法第5条(a)、第6条(b))
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第3条、第9条(a))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第58条、第59条)
	⑪出願言語	クメール(Khmer)語、英語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第12条)
	⑬グレース・リフト ⑭不登録対象	無。 (1) 一企業の商品又は役務を他企業のそれと識別しうる能力があるもの。 (2) 公序良俗及び善良な習慣に反するもの。 (3) 特に、関連商品又は役務の地理的原産地又はそれら商品又は役務の性質もしくは特徴に関し公衆もしくは業界を誤認させるおそれのあるもの。 (4) 国家、政府間団体もしくは国際協定によって創設された団体の、紋章、旗章及びその他記章、名称もしくは略称もしくはイニシャル、又は採用されている公式標章もしくは品質証明印と、相似であるもの又は模倣しているもの又は要素として含むもの。 (5) 他企業の相似もしくは類似の商品もしくは役務としてカンボジアで周知の標章もしくは商号と相似であるもの、又は混同類似であるもの、もしくは一つの翻訳となるもの。 (6) 登録出願に関わるものと相似もしくは類似していない商品もしくは役務として、カンボジア王国内で周知であり、登録されている商標又は商号と相似であるもの、又は混同類似のもの、又は一つの翻訳となるもの。 (7) 異なる所有者に帰属し、既に登記所にあるか、又は先行出願日もしくは先行優先日を持っており、同じ商品もしくは役務に関し、又は商品又は役務と緊密に関連している標章と相似するもの、又は欺瞞又は混同を引き起こすおそれのあるような標章と酷似しているもの。 (商標法第4条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第4条(f))
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第8条)
⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第8条)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	

